

第27号 2004年3月

発行

神戸市建築協定地区連絡協議会  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市都市計画総局建築指導部建築調整課内  
電話 (078) 322-5610  
制作／(株)アドゲイン

# 建築協定だより・神戸

**協働と参画の  
まちづくり感動**

■ 北区大沢町で地区間交流会が、昨年11月8日(土)、北区大沢町(おおぞくちょう)で開かれ34名の参加がありました。



意見交換風景

大沢町は、典型的な日本の田舎の風景を持つた神戸市では珍しい地域。もちろん、建築協定とは無縁の地域ですが、住民発意の新しいまちづくりに取り組んでいる地域として、つとに有名。由緒ある豊歳神社境内にある集会所で開催された交流会では、地元の自治会長や地域の役員、コンパクトタウン研究会(※)のメンバーなど10数名の皆様に迎えていた。中でも、感激させられたのが、市民農園や農業塾として定着し、「ど

ろんこバレー・ボール大会」や「じろんと(素人)綱引き大会」は、今では全国から参加者が押し寄せているそうです。



見学会風景

参加者からは「住民参加のまちづくりの真髄が少し分かったよう気がする」「本当にうまく行政と連携している」「関係者の努力に脱帽する」などの感想が聞かれ、また中には「どうしたら大沢町と交流できるのか」と言つた積極的な質問も出ました。

交流会に引き続いて、田園の広がる道を散策しながら、地元の豪農、淵上家の城砦のような屋敷や野菜直売所を見学。自然ともに生きるものに生きる大沢の人々の暮らししぶりを見ることになりました。

私達が取り組んでいる「建築協定」も、地域のまちづくりを支える大きな柱。大沢町とは、地域の様子は違いますが「まちづくりへの熱意や地域を愛する気持ちは共

に同じもの」と実感した交流会となりました。

京都市内の区内見学を通して、双方に有意義な交流が図られました。

京都都市内の協定地区数は65箇所(神戸市102箇所)。主な地区は郊

外のニュータウンが中心ですが、二ヶ所などでは、歴史的な町屋や街並みを保全するため、既成市街地でも協定が結ばれており、また、都市との交流も活発で、長田区と市部との交流も活発で、長田区と市部との交流も活発で、長田区と

ろんこバレー・ボール大会」や「じろんと(素人)綱引き大会」は、今では全国から参加者が押し寄せているそうです。

(※)コンパクトタウン研究会  
神戸市が提唱したコンパクトタウン構想をそれぞれの地域で実現するための研究会で、大沢町以外にも研究会の立ち上げをした地域は多い。大沢町に関するお問い合わせは、北区役所まちづくり推進課(☎078-593-1111)まで

**都市間交流進む  
建築協定**

■ 京都市建築協定連絡協議会が訪問

京都市の建築協定運営委員長で構成される「京都市建築協定連絡協議会」(会長 望月秀祐氏)の一形41名が、昨年11月29日(土)、西神ニュータウン竹の台地区を視察しました。

対応には、綱川会長、徳永副会長が中心となり、神戸市からも鵜飼建築調整課長等が出席し、意見交換や地

見学では、輸入住宅で構成する協定地区「西神S Vヴィレッジ」(通称 シアトル・バンクーバー村)を訪問。そのうちの一軒のご自宅に直接上がりせていただきましたハブニングまで起こり、参加者は大喜び。

視察を終え「お互いの都市の見学や情報交換を通してより緊密に連携し合い、都市間交流を積極的に進める」ことを約して、一行は帰京の途につきました。

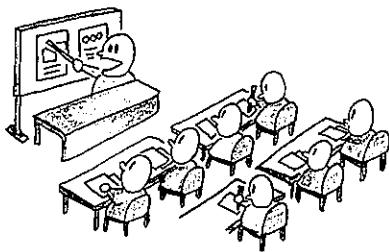


見学風景

協定加入者の意識を探るため、本年2月に実施した「建築協定に関するアンケート」の速報によると、地区の運営委員会に対し、広報や教育、啓発を望む声が多いことが分かりました。このアンケートは、サンプリングで回答のあつた78件について速報で分析したもの。主な項目を調べたところ、まず「建築協定が住環境保全に効果があるか」との問いには、9割の方が「(大いに)効果がある」と回答し、建築協定内容についても7割近くが「(よく+まあまあ)知っている」と答えています。次に地区の運営委員会に対する求めるものを見たところ、下表のとおり、トップは「建築協定に関する広報」、2位には「住民への教育、啓発」と「自治会等との連携・協調」が、次に「建築協定のメリットの説明」が占め、運営委員会の広報や啓発活動の重要性が指摘されところとなりました。地区の運営委員会では、独自に建築協定だよりなどの広報紙を発信している箇所は少なく、より充実した情報提供を求めていく予定です。なお、調査結果は4月末にまとまる予定です。

員会では、独自に建築協定だよりなどの広報紙を発信している箇所は少なく、より充実した情報提供を求めていく予定です。なお、調査結果は4月末にまとまる予定です。

**■建築協定アンケートで  
加入者の声**



### 「あなたの地区の運営委員会に求めるものは何ですか」 の設問に対する解答人数

順位	内 容	人 数
1位	建築協定に関する広報	31人
2位	住民への教育、啓発	19人
3位	自治会等との連携・協調	19人
4位	建築協定のメリットの説明	18人
5位	協定の非加入者への働きかけ	12人
6位	申請等の手続きの簡素化	9人
7位	申請等の手続きに関する説明	8人
8位	神戸市担当部局との連携	8人
9位	委員会活動の定期的な報告	7人
10位	分からぬ	4人

(注)複数回答のため合計(135)は、件数(78)と一致しない

## 運営委員会は、広報・啓発や 協定メリットの説明を

## 会員相談室

**A** 近所の家が突然増築工事を始めたのだけど、きちんと手続きがされているのか心配です。こんな時はどうに相談すればよいのでしょうか?

**Q** 住宅を増築する時、建築主は原則として建築基準法に基づく確認申請を、市役所建築安全課又は資格のある民間の確認検査機関(以下「指定機関等」といいます)に提出し、確認済証の交付を受けてから着工する義務があります。確認済証が交付されるかどうかは建築安全課(市役所2号館1階)の窓口で「建築計画概要書」を閲覧すれば分りますのでご利用ください。

なお、増築工事が明らかに違反である場合又は違反が疑われる場合は、左記まで通報をお願いします。

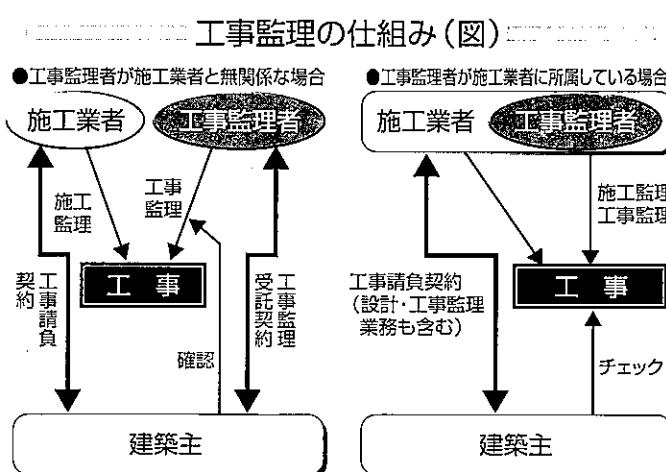
**違反建築110番**  
☎ 078-(322)1824(イハンツイホウ)  
インターネット  
[http://www.city.kobe.jp/\(神戸市ホームページ](http://www.city.kobe.jp/(神戸市ホームページ)

して違法や欠陥等のない安全で安心なすまいづくりに努めましょう。あなたの生命と財産を守るために!

① 建築主は建築基準法により建築士である建築士の中から慎重に選定しましょう。ある工事監理者を選定せねばなりません。これは、建築主に代わって設計図通り工事が進められているかどうかをチェックす

る有効な手段なのです。  
② 建築主は指定機関等に完了検査を申請し検査を受けなければなりません。検査に合格したら検査員から完了検査合

格プレートを受け取り、玄関先に貼りましょう。



# 建築協定の新しい仲間たち PART 2

前回に引き続き、生まれたての新しいまちの建築協定地区(新規分譲地)をご紹介します♪

## ヒルクオーレ須磨山の手

- 協定区域／須磨区菅の台7丁目
- 区画数／84区画
- 許可年月日／H14.11.21
- 有効期間／10年
- ◆主な協定内容
  - 1区画1戸を原則
  - 協定時の区画分割禁止
  - 地盤高さ原則変更禁止
  - 立体、機械式駐車場禁止
  - 外壁後退(主要道路まで)
  - 積極的な緑化、植栽
  - 建物屋根、外壁色の周辺調和 他



## 西神南(13)団地地区

- 協定区域／西区井吹台東町6丁目
- 区画数／40区画
- 許可年月日／H 14.12.1
- 有効期間／10年
- ◆主な協定内容
  - 共同住宅等の禁止
  - 兼用住宅の制限
  - 150m未満の分割禁止



## カルチャリベルテ学園都市 戸建住宅街区

- 協定区域／西区学園東町3丁目
- 区画数／15区画
- 許可年月日／H15.6.12
- 有効期間／10年
- ◆主な協定内容
  - 建ぺい率、容積率の制限
  - 1区画1戸を原則
  - 敷地は170m<sup>2</sup>以上
  - 地盤高さ原則変更禁止
  - 垣、柵等の制限及び維持管理
  - 建物屋根、外壁の色彩 他



## ア・ラヴリ西神中央(A地区)

- 協定区域／西区春日台5丁目
- 区画数／40区画
- 許可年月日／H 15.12.19
- 有効期間／10年

- ◆主な協定内容
  - 1区画1戸を原則
  - 協定時の区画分割禁止
  - 地盤高さ原則変更禁止
  - 立体、機械式駐車場禁止
  - 垣、柵等の制限
  - 積極的な植栽・緑化
  - 建物屋根、外壁色の周辺調和
  - 看板、広告板等の原則禁止 他



### ④道路との関係

### ⑤門や堀の位置

### ①方位

### ⑥植栽状況など

### ⑦法面

### ②建物の位置

### ⑥地盤面の高さ

### ③隣地境界との距離

それぞれの運営委員会において多少の違いはあるものの、この事前審査を行うにあたっては、「建築図面」を見て判断することが必要となつてきます。

そこで、今回から3回ほど連続して、「建築図面の見方シリーズ」を掲載し、図面から読み取れる情報を簡単に紹介しますので、決して十分とは言えませんがお役に立てていただきたいと思います。

第一回は「配置図」です。

## 建築図面の見方シリーズ

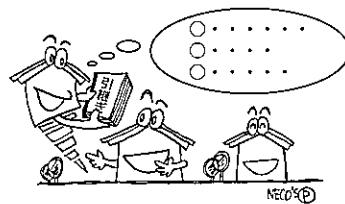
### 配置図で読み取れる情報

- ①方位
- ②建物の位置
- ③隣地境界との距離
- ④道路との関係
- ⑤門や堀の位置
- ⑥地盤面の高さ
- ⑦駐車場位置
- ⑧植栽状況 など

建築協定は土地所有者が変わった場合の効力は?受人に伝達するよう義務付けている建築協定もあります。

このような義務付けの有無にかかわらず、土地の所有者等に変更があった場合は、運営委員会から速やかに新しい所有者等に建築協定書の写しなどを渡し、その内容を説明するといった配慮も必要です。なお、建築協定区域隣接地の土地所有者等に変更があった場合は、協定に参加していただくチャンスであるため、隣接地の動向にも注意しておくことが大切です。

また、協定に参加されていない方には建築協定の効力は及びませんが、トラブルを未然に防止するため、未加入地をなくす努力も続けていくことが大切です。



建築協定は土地所有者が変わった場合の効力は?受人に伝達するよう義務付けている建築協定もあります。

このような義務付けの有無にかかわらず、土地の所有者等に変更があった場合は、運営委員会から速やかに新しい所有者等に建築協定書の写しなどを渡し、その内容を説明するといった配慮も必要です。なお、建築協定区域隣接地の土地所有者等に変更があった場合は、協定に参加していただくチャンスであるため、隣接地の動向にも注意しておくことが大切です。

建築協定は土地所有者が変わった場合の効力は?受人に伝達するよう義務付けている建築協定もあります。

更に、土地の所有権を移転した場合に譲り受けた人に伝達するよう義務付けている建築協定もあります。

Q 土地所有者が変わった場合の効力は?

A わざわざあります。そのため、土地の所有権を移転した場合に、運営委員会への届出を義務付けている建築協定もあります。

## 建築協定Q&A

建築協定の更新にあたっての心構えは?

認可された建築協定には、必ず有効期間があります。有効期間満了までに更新の手続きがされなければ協定は失効してしまいます。

更新には、協定地区の大きさや、有効期間の定め方によつても違いますが、約1年半から2年ほどの期間が必要となります。

しかし、多くの地区は毎年運営委員長が交代していますので、更新作業は初めての経験になるかと思います。協定書を見て、「あと2年で有効期間満了だと」とわかっていても、どのように活動をしていいか分からぬかもしれません。そういう場合は、まずはご遠慮なく事務局までお問い合わせください。

建築協定の更新は、決して簡単な作業ではありません。

まずは、皆さんの建築協定の有効期間のご確認を!!

建築協定の更新は、決して簡単な作業ではありません。



また、「地区の普及を目的とした積極的な広報啓発と支援」を目的とした、「けんちくきょうついのススメ」も、その製作と活用に向けて現在、役員会にて詳細を検討しているところです。

建築協定地区連絡協議会では、「各地区が抱えている課題の発掘と解消」を目的として、「建築協定なんでもレター」を製作し、委員長の変更届と同時に配布させていただいだところです。

## 建築協定地区連絡協議会

協議会の平成15年度の事業として、次の2地区に建築協定地区の表示看板を設置しました。

○北区 ブルータウン鈴蘭台住宅地  
○西区 ハイライフ竹の台(2)

市の方所事情を考え、助成金を自発的に三分の削減した今期。

入者の意識調査やパネル討論形式の研修会、「なんでもレター」など新しい試みにも挑戦しました。本号の紙面にもそれが反映している筈です。

協定地域が更に増え、市内の住環境が一層くなるよう英知を結集します。



**とくゆうちん**

「とくゆうちん」は所得が一定の範囲内で住宅をお探しの方向けに民間土地所有者または住宅供給公社が建設した優良な賃貸住宅です。

今申込みで最長4ヶ月確保  
入居まで家賃手数料不要

**婚約者ラッキープラン**

神戸市住宅供給公社

**神戸市内に約130物件!!**

空住宅を先着順で申込み受付中

**仲介手数料不要  
敷金は3ヶ月分**

お申込みには一定の資格条件が必要です。

お申し込み 受付時間 10:00~12:00  
13:00~16:00  
土日も受付けています(祝祭日定休)  
賃貸住宅募集の係  
**078-332-1538**

ホームページアドレス  
<http://www.kobe-jk.or.jp/>  
〒650-0021 中央区三宮町1丁目9-1センターB1F

## すまいに関する疑問と不安は悩まず相談

●一般相談・専門相談・専門家現地派遣(無料)  
建築・契約・資金計画などすまい全般なんでも相談  
(一級建築士・消費生活相談員・融資相談員が常時アドバイス)  
※専門相談・専門家派遣は相談員が判断します。

●新築・リフォームなどのため、建築士・建設業者をお探しの方に業務の依頼先選定もお手伝い

設置者  
**神戸市**

すまいに関する相談は  
神戸市すまいの安心支援センター

**078-222-0005**  
FAX: 078-222-0106  
中央区雲井通5-3-1 サンパル4階  
定休日: 水曜・年末年始(12/29~1/3)  
営業時間: 9:30~18:00  
(相談は10:00~17:00)

**すまいのネット**